

- 1 開催日時 平成28年1月19日(火) 午後3時00分～午後5時00分
- 2 開催場所 浦安市中央図書館 視聴覚室
- 3 出席者

(委員)

川 義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、宮下正紘委員
(教育委員会職員)

細田玲子教育長、小鍛冶周二教育委員会事務局理事、鈴木忠吉教育総務部部長
佐久間利秋教育総務部次長、佐藤伸彦教育総務部次長、石井正幸生涯学習部次長
野崎雄大教育総務課課長、小澤力雄学務課課長、柴田秀雄保健体育安全課課長
手塚和真指導課課長、山本伸一指導課教育研究センター所長

(事務局)

手塚雅美指導課課長補佐、村上陽子指導主事、瀬尾宏枝指導主事
佐藤淳一副主査、小澤知也副主査

4 議題

- (1) 浦安市いじめ防止基本方針(案)について
- (2) 平成26年度の本市におけるいじめの現状等について
- (3) 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について
- (4) 本市におけるいじめに係る事案への対処について(非公開)

5 議事の概要

- (1) 浦安市いじめ防止基本方針(案)について
浦安市いじめ防止基本方針(案)について、事務局より説明し、答申を得た。
- (2) 平成26年度の本市におけるいじめの現状等について
文部科学省による平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しに伴う変更部分を含めた、本市におけるいじめの現状等について、事務局より説明した。
- (3) 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について
浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の改正部分について、事務局より説明した。
- (4) 本市におけるいじめに係る事案への対処について
本市におけるいじめに係る事案への対処について、指導課課長より説明した。

6 会議経過

はじめに、浦安市いじめ防止基本方針(案)について、事務局より説明を行った。その際に表明されたおもな意見は、次の通り

- ・「市基本方針の見直し」の中に、「対策調査委員会によるいじめの防止等のための対策の実態分析等に基づき」という表記がある。この委員会で実態分析を行うことが基本方針(案)で示されるので、責務が非常に重いことを改めて認識している。

- ・基本方針（案）については修正がされ、充実し内容もわかりやすくなっている。
- ・策定に健全育成の関係者や保護者、あるいは民生委員等が加わっていないことが気になる。関係者が参加して内容を練り上げていくことが必要である。
- ・基本方針を策定して、どのように実現のプロセスに落とし込んでいくかが、今後大事になる。
- ・周知を確実にを行う機会が必要である。
議題の最後に、答申を得た。
- ・平成27年9月29日付け浦教指第935号「(仮称)浦安市いじめ防止基本方針について(諮問)」により諮問を受けました件につき、当委員会において検討及び審議の上、本原案の通り答申する。

次に、平成26年度の本市におけるいじめの現状等について、事務局より説明を行った。その際に表明されたおもな意見は、次の通り

- ・いじめというとみんな身構えてしまうが、受け取る側の意識だと思う。各学校における認知件数を保護者に開示し、問題を共有し、いじめに効果的に対処できるネットワークを構築できないかと考えている。
- ・学校が認知件数を公表することは、副次的な問題があり妥当ではないと考える。認知件数ありきで議論するより、保護者の責務と学校の教員の責務に照らして、未然防止と早期発見、早期対応に互いに努めていくことで、今まで意識してこなかったものを意識していくようになり、いろいろな意味で子どもが抱える問題が解決されていくようになるのではないかと。
- ・学校では、アンケート調査の結果に基づき、いじめの被害者への支援や、解決に向けての指導を行っている。また、学校のいじめの防止等のための取り組みを、保護者会や学校便り等で報告し、経過を含めた提示をしている。
- ・いじめの認知件数を全く周知しないよりは、増減の部分について周知し、その背景について保護者や地域を巻き込んで考えるようになれば、市としての取り組みが生まれてくると思う。
- ・ネットいじめが一番頭を悩ませている問題である。これについては、今やっていることも含めて実質的な対応策を考えなくてはならない。
- ・ネット関係は、表現の自由や検閲との関係で、浦安市がそこに介入していくこと自体に、憲法上、法律上の問題がある。なかなか自治体として入っていきにくい部分である。
- ・市内の市立中学生が作成している「公民ノート」のコメントや討議の中に、必ずネットいじめが入っている。インターネットを多く利用している生徒や生徒会なりが、ネットいじめの防止に主体的に取り組めるような支援をすることが必要だ。
- ・ネットいじめをなくすには、講習が必要だと思う。中学生であれば、人権講習会が考えられる。授業でもネットの使い方は扱う。また、講習会実施時に警察や関係機関等も呼び込んで、実際の犯罪例を説明させることも有効と考える。児童生徒に、自分たちの問題として考えてもらうことが必要である。
- ・ソーシャルネットワークサービスのような閉鎖されたコミュニティの中で、犯罪にならないような「外し」や誹謗中傷などが行われている。利用している子どもは、学校というやはり狭いコミュニティに属しており、そこから外れることができないで、ずっと居ざるを得ない。

- ・ネットいじめの根本原因は、学校の先生にはない。情報モラルを教えたり、情報収集能力を高める授業をするなど、インターネットの光の部分は学校教育が担っているところが多い。しかし、影の部分は本来、学校の教員が教えるのではなく、携帯電話なりスマートフォンなりを買い与えている保護者が教えるべきものである。保護者もラインやネットを使ったり、掲示板にブログをアップしたりしている方たちが多くなっていると思う。どのような被害がそこに想定されるかということも、利用者としてわかっているはずである。子どもに携帯電話を買い与えた時には、子どもがそうした問題の被害に遭う可能性が極めて高いという点も含めて、親子で十分に議論をしてもらうきっかけを学校として作り出すことが今は精一杯だと思う。
- ・ネット以外のいじめの場合は、いじめる側に心の闇というか問題を持っているケースが非常に多い。同じように、ネットいじめの場合も、いじめている本人に悪意がある場合と、今のように、正義の味方として本人にまったく悪意のない場合と、両方あると思う。悪意がない場合は、対処療法で関係修復が可能だが、本人に問題がある場合は、対処療法でも結局もぐらたたきと同じで、また違う形でほかの子をターゲットにして、いじめを繰り返すのではないか。問題を二つに分けて考えないと、ネットいじめに関しては解決にたどり着けないと思う。

次に、浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について、事務局より説明を行った。その際に表明されたおもな意見は、次の通り

- ・特に意見なし

続いて、本市におけるいじめに係る事案への対処について、事務局から説明があった。
(非公開)

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 手塚
電話 047-351-1111 (内線) 1283